

農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

平成31年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行いますので、手続きをお願いします。
平成30年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする際に免税軽油の取引等にかかる報告書を提出してください。
また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品書、請求書等を添付してください。

■手続きに必要なもの

区分	使用者証	印鑑	報告書	納品書等	耕作証明書 (300円)	機械のカタログ等 (型式・馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	○	○ (面積に変更がある場合)	○ (機械に変更がある場合)	—
更新	○	○	○	○			○
紛失	—	○	○	○	○	○	○
新規	—	○	—	—	○	○	○

※交付申請会場での耕作証明書の発行はできませんので、新規申請の方、耕作面積に変更がある方、使用者証を紛失してしまった方は、事前に農業委員会から耕作証明書の交付を受けご用意ください。

※免税軽油使用者証の有効期間の開始日が「H29.01.01 から」以降の方は継続、それ以前の方は更新となります。

■交付申請受付日程

期日	時間	場所	対象地区
1月9日(水)	午前9時30分 ～11時30分 午後1時～3時	ゆめプラザ・那須 会議室	芦野・伊王野
1月10日(木)			高久・田中・田代・高原・室野井
1月11日(金)			・上記以外の地区 ・上記日程に来られなかった方

※上記日程以外は、大田原県税事務所での申請になります。

■問合せ 大田原県税事務所 ☎0287-23-4172 農林振興課農政係 ☎72-6911



12月は「県内一斉地方税滞納整理強化月間」です！

県と県内全市町では、財源の確保と納税の公平を図るため、12月と3月を「県内一斉 地方税滞納整理強化月間」に設定し、協働して滞納処分の取り組みを強化します。

滞納処分とは、町が滞納者の財産を差押え、お金に換えて滞納町税に充てる手続きのことです。

町では、預貯金や給与収入などの支払い能力があるにもかかわらず、娯楽費や住宅ローンなどの支払いを優先して納税をしない方に対して、積極的に財産の差押えを

執行しています。滞納を続けると法律（地方税法・国税徴収法）に基づき、町の職員が勤務先に給与照会をして給与差押をしたり、自宅捜索に自宅に伺うこともありま

す。

特別な事情があり、納期限内に納付できない場合は、未納を放置せず必ず税務課にご相談ください。

▼問合せ 税務課収税係
☎726904